

山口県土地利用基本計画書

令和7年(2025年)3月

山 口 県

目 次

はじめに	1
1 県土の利用に関する基本構想	2
(1) 県土利用の現況	2
(2) 県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題	2
(3) 県土利用の基本方針	4
(4) 地域類型別の県土利用の基本方向	8
(5) 利用区分別の県土利用の基本方向	10
2 必要な措置の概要	15
(1) 土地利用関連法制等の適切な運用	15
(2) 土地の有効利用・転換の適正化	15
(3) 県土の保全と安全性の確保	16
(4) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保	17
(5) 持続可能な県土管理	19
(6) 多様な主体による県土利用・管理の推進	20
(7) 県土に関する調査の推進	20
(8) 計画の効果的な推進	20
3 土地利用の原則	22
(1) 都市地域	22
(2) 農業地域	23
(3) 森林地域	23
(4) 自然公園地域	24
(5) 自然保全地域	24
4 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針	25
(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域	25
(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域	25
(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域	25
(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域	26
(5) 農業地域と森林地域とが重複する地域	26
(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域	26
(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域	26
(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域	26
(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域	26
おわりに	27

■用語解説

本文中、解説が必要な用語について最初に使用されるページに、「*」をつけて解説しています。

はじめに

(趣旨)

山口県土地利用基本計画（以下「本計画」という。）は、山口県の区域について、土地利用の総合的かつ基本的な方向付けを行うとともに、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）、森林法、自然公園法、自然環境保全法等の個別規制法に基づく諸計画を総合的に調整し、適正かつ合理的な土地利用を図る計画として、国土利用計画法第9条の規定に基づき、国の定める「国土利用計画（全国計画）」を基本として策定するものである。

(改定の理由)

国においては、「地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理」、「土地本来の災害*リスクを踏まえた賢い国土利用・管理」、「健全な生態系の確保によりつながる国土利用・管理」及びそれらに共通する「国土利用・管理DX*」、「多様な主体の参加と官民連携による国土利用・管理」の5つの基本方針を示し、持続可能で自然と共生した国土利用・管理を目指すとする「第六次国土利用計画（全国計画）」が令和5年(2023年)7月に閣議決定された。これは、未曾有の人口減少や少子高齢化の加速等を背景とした国土の管理水準の悪化など、国土利用をめぐる基本的条件の変化と課題を踏まえたものである。

このたび、本県においても、こうした土地利用をめぐる状況変化に的確に対応するため、全国計画を踏まえ、本計画を改定する。

(計画の方向性)

前回の計画（平成30年3月）では、人口減少等に伴う県土管理水準の低下が大きな課題となる中、人口減少下における県土*の利用・管理のあり方を見出していくとともに、開発圧力*が低減する機会を捉え、自然環境の再生・活用や安全な土地利用の推進等により、安全で豊かな県土を実現していくこととした。今回の計画では、その流れを踏まえつつ、未曾有の人口減少や少子高齢化等による県土をめぐる社会経済状況の更なる変化を受けて、人々が安心して住み続けられる、美しい自然と多彩な文化を育む個性豊かな県土を将来世代へ承継すべく、地域の合意形成に基づき、地域の持続性確保につながる土地の有効利用や転換の推進、デジタル技術の徹底活用などの新たな観点を追加した。

本計画は、県土を適正に利用・管理するための総合的な計画として、時代の要請に応え、限られた資源である県土の総合的かつ計画的な利用と管理を通じて、県土の安全性を高め、持続可能で自然と共生した県土利用*・管理を目指す。

1 県土の利用に関する基本構想

(1) 県土利用の現況

本州最西端に位置する本県は、アジア大陸に近接し、古くから大陸との交流の門戸を担うとともに、本州と九州をつなぐ交通の結節点となっている。

東側に広島都市圏、西側に北九州都市圏・福岡都市圏という大都市圏に隣接し、活発な交流が行われている一方、中核となる都市*がなく、中小都市が分散する都市構造*となっている。

中国山地が東西に走り、全体として丘陵性の山地が広く散在し、山陽と山陰という二つの異なった顔を持ち、山陽沿岸部では臨海工業地帯が形成される一方、瀬戸内海国立公園、秋吉台国定公園、北長門海岸国定公園、西中国山地国定公園等に代表される、豊かで美しい自然環境に恵まれている。

また、三方が海に開け、海岸線の延長は約 1,580 km と全国 6 番目の長さで変化に富み、21 島の有人離島を有するなど、海との強い関わりがある。

令和 5 年(2023 年)における県土面積は約 6,113 km²で、全国 23 番目の広さである。森林面積の割合は 71%であり、全国平均(66%)よりも大きく、生活や生産活動の主な舞台である平地が乏しい。また、都市と農山漁村*が近接し、中山間地域*が県土面積の約 7 割と大きな部分を占めている。

(2) 県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題

今後の県土の利用を計画するに当たっては、県土利用をめぐる次のような基本的条件の変化と課題を考慮する必要がある。

ア 人口減少・高齢化等を背景とした県土の管理水準の悪化と地域社会の衰退への対応

本県は、全国より速いスピードで人口減少・高齢化が進行しており、中山間地域を中心に無居住化する地域も拡大している。このような人口動態の変化は土地需要の減少のみならず、県土の利用や管理に大きな影響を与える。

市街地*では人口密度の低下や中心市街地の空洞化がみられる地域があるとともに、所有者不明土地*等の低未利用土地や空き家等が増加しており、土地利用効率の低下や管理水準の低下が懸念される。また、食料の海外依存リスクが高まるなか、中山間地域等では、農地管理の担い手減少による農地等の管理水準の低下や荒廃農地*の増加も懸念される。森林においては、必要な施業が行われないことにより、土砂災害防止や水源かん養、木材生産等の機能低下を招き、県土の保全や水環境*、木材の安定供給等にも大きな影響を与えるおそれがある。

これらの問題は、既にその多くが顕在化しているが、対策を怠れば、今後、ますます状況が悪化し、県土の管理水準の悪化による周辺地域への悪影響の発生や非効率な土地利用の増大による地域社会の衰退等が懸念されることから、本格的な人口減少社会においては、県土の適切な利用と管理を通じて、県土を荒廃

させない取組を進めていくことが重要である。

加えて、地方創生の観点から、地域の生活や生産水準の維持・向上に結びつく土地の有効利用・高度利用を一層、推進していくことも必要である。

イ 大規模自然災害に対する脆弱性の解消と危機への対応

本県は、平地が乏しく、地形が錯綜し、急傾斜地や急流の中小河川が多いという地域特性があることから、大雨による土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等の災害が発生する危険性が高くなっている。また、瀬戸内海沿岸では入り江、湾形の多い南向きの海岸であることから、台風による高潮、高波の被害を受けやすい傾向にある。

地球温暖化等の気候変動の影響により、極端な降水がより強く、より頻繁に発生する可能性が非常に高くなると予測されており、風水害、土砂災害の激甚化・頻発化が懸念される。その一方で、無降水日数も増加することが予測されており、渇水の頻発化・長期化・深刻化も懸念される。加えて、集中的な降雪による交通障害、空き家の倒壊等による被害の発生など雪害による悪影響も懸念される。

また、今後、南海トラフ地震*など、巨大地震や津波の発生により、広域にわたり甚大な被害が発生する可能性がある。

こうしたことから、防災・減災対策の強化とともに、安全性を計画的に高めていく県土利用・管理への転換が重要である。

都市においては、諸機能*の集中や土地の高度利用*の進展など経済社会の高度化に伴う都市型水害等に対する脆弱性の増大や、地震時等に著しく危険な密集市街地への対応が課題となるとともに、農山漁村においても、県土管理水準の低下に伴う県土保全*機能の低下が懸念されている。

加えて、土地取引が多い都市や高齢化が著しい山間部では、地籍整備*が特に遅れており、土地取引の円滑化、災害復旧の迅速化、土地の有効利用の妨げになるおそれもある。

安全・安心は、すべての活動の基盤であることから、従来の防災・減災対策に加え、災害が発生しても人命を守り、経済社会が致命的なダメージを受けず、被害を最小化し、速やかに復旧・復興できる県土の構築を図るため、山口県国土強靱化地域計画*を踏まえた国土強靱化*の取組を進めていくことが重要である。

ウ 自然環境や景観等の悪化と新たな目標実現に向けた対応

地球温暖化等の気候変動や社会経済活動の拡大に伴い、良好な自然環境の喪失・劣化とそれに伴う生物多様性*の損失が続いている。

自然環境の悪化や生物多様性の損失は、土壌の劣化や水質の悪化、水循環の変化、食料の安定供給、水源のかん養や国土保全など、暮らしを支える生態系サービス*に大きな影響を及ぼす。また、エネルギーの海外依存リスクの高まりを受け、再生可能エネルギー*(以下「再エネ」という。)の導入促進が求められるな

か、太陽光パネルや風力発電の風車の安全面、防災面、景観や環境への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念が顕在化し、地域社会との共生が課題となっている。

そのため、2050年カーボンニュートラル*や2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30目標*」といった国際公約の実現と地域課題の統合的な解決に向けて、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ*」の考えに根ざした県土利用・管理を進めていくことが重要である。

また、人口減少は、開発圧力の減少等を通じて空間的余裕を生み出す側面もあるため、この機会を捉え、生物多様性の確保や自然環境の保全・再生を進めつつ、持続可能で豊かな暮らしを実現する視点も重要である。その際、開発後に放棄された土地は、その地域本来の生態系には戻らず荒廃地等となる可能性があることから、自然の生態系に戻す努力が必要となる。とりわけ、これまで人の手が入ることで良好に管理されてきた里地里山*等においては、土地への働きかけの減少により自然資源の管理や利活用に係る知恵や技術の喪失等が懸念される。

さらに、これまで人と自然との関わりの中で育まれてきた景観や美しい農山漁村の集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間*等を保全、再生、創出するとともに、これらを活用して地域の魅力を高めることは、美しい自然と多彩な文化を育む個性豊かな県土を将来世代へ継承する観点からも重要である。

これらのア～ウに共通して、デジタルを徹底活用した官民連携による地域課題の解決を図ることにより、豊かさを実現し、人々が安心して住み続けられる地域づくりを進めることが必要である。

(3) 県土利用の基本方針

未曾有の人口減少や少子高齢化の加速等を背景とした県土の管理水準の悪化など、(2)で示した県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題を踏まえ、

ア 地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理

イ 土地本来の災害リスクを踏まえた適切な県土利用・管理

ウ 健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理

とそれらに共通する

エ デジタル技術の徹底活用による県土利用・管理の効率化・高度化

オ 多様な主体の参加と官民連携による県土利用・管理

を推進し、持続可能で自然と共生した県土利用・管理を目指す。

ア 地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理

地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理については、関連する制度を組み合わせながら、人口減少が加速するなかで、発生する低未利用土地や空き家等の有効利用や高度利用による土地利用の効率化を図るとともに、地域の

持続性確保につながる土地利用転換といった土地利用の最適化を進めることが重要である。

そこで、特に中山間地域や都市の縁辺部においては、人口減少により、従来と同様に労力や費用をかけて土地を管理し続けることは困難になることが想定されることから、地域の目指すべき将来像を見据えた上で、優先的に維持したい農地をはじめとする土地を明確化し、放牧や計画的な植林等により草刈りや見守り程度の粗放的な管理や最小限の管理を導入するなど、地域の合意形成に基づき、管理方法の転換等を図る必要がある。

また、所有者不明土地等の低未利用土地の利用の円滑化や空き家の利活用により土地利用の効率化を図るとともに、所有者不明土地の管理の適正化や空き家の発生抑制、適切な管理、除却により周辺地域への悪影響を防止する。

さらに、所有者不明土地対策と空き家対策の連携の強化など、効率的かつ効果的な対策の充実・強化を図り、とりわけ、今後急増することが見込まれる高経年マンション等の対策として、マンションの管理の適正化や再生の円滑化を進めることが重要である。

都市においては、地域の状況等も踏まえつつ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化し、郊外への市街地の無秩序な拡大を抑制する。集約化する中心部では、低未利用土地や空き家を有効利用することなどにより、市街地の活性化と土地利用の効率化を図る。一方、集約化する地域の外側では、低密度化が進むことから、これに応じた公共サービスのあり方や、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の再生等の新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の状況に応じた対応を進める。また、ひとつの地域だけで十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の状況を踏まえ、地域がネットワークで結ばれることによって必要な機能を楽しむ取組を進めるほか、市町界にとらわれない柔軟なエリアをベースに、機能・役割の分担・連携を推進する。

農地については、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、県土保全等の多面的機能を持続的かつ適切に発揮させるために良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地集積・集約を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図る。

森林については、森林経営管理制度*を活用した経営管理の集積・集約等により、県土の保全、水源のかん養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。その際、都市における雨水の貯留・かん養の推進や農地、森林の適切な管理など、流域*の総合的かつ一体的な管理等により、効率的に健全な水循環*の維持又は回復を図る。

また、カーボンニュートラルの実現に向けた大規模太陽光発電設備や風力発電設備等の再エネ施設の設置に際しては、大規模太陽光発電設備に対する将来の設備廃棄や景観との調和に関する地域の懸念が顕在化していることなども踏まえ、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮するなど、地域

と共生する形で立地誘導を図る。

なお、森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口減少下においても一定量が見込まれるが、転換後の復元が難しいことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、土地利用の転換は慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要である。

一方で、地方創生の観点から、交通利便性の向上等の地域産業*の立地適性の状況変化等を踏まえた、地域の持続性確保につながる産業集積の促進を図るための土地利用転換など、関連する制度の弾力的な活用や必要な見直しを通じて、地域の合意形成に基づき、積極的な土地利用の最適化を推進していく。

イ 土地本来の災害リスクを踏まえた適切な県土利用・管理

土地本来の災害リスクを踏まえた適切な県土利用・管理については、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが重要である。

そのため、気候変動に伴う水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」を推進するとともに、土地本来の災害リスクを基礎として、地域の様々な要素を衡量した上で、災害ハザードエリア*における開発抑制と中長期的な視点でより安全な地域へ都市機能や居住を誘導する。

また、農地の良好な管理や「緑の社会資本」である森林の整備保全を通じて、県土保全や水源かん養等の多面的機能を持続的かつ適切に発揮するとともに、経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップの推進により、ライフライン*等の多重性・代替性を確保する。

加えて、被災後、早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、地域人口の将来予測等を踏まえ、平時から事前防災・事前復興の観点からの地域づくりを進める。その際、広域的な視点から、市町の防災・減災対策への助言を積極的に行うことも重要である。

さらに、宅地、農地、森林等といった土地の用途にかかわらず危険な盛土等を包括的に規制することにより、盛土等の安全性を確保するなど、これらの取組を進めることによって安全・安心な県土利用・管理を実現していく。

ウ 健全な生態系の確保によりつなげる県土利用・管理

健全な生態系の確保によりつなげる県土利用・管理については、県土と社会経済活動の基盤となる自然資本の保全・拡大と持続的な活用を図るため、健全な生態系の保全・再生や広域的な生態系ネットワーク*の構築・維持に向けて、分野横断的に多様な主体が連携して取り組むことが重要である。

そこで、自然公園等の保護地域の拡張と管理の強化を図るとともに、低未利用土地の自然再生地への転換も含め、保護地域以外で生物多様性保全に資する

地域（OECM*）の設定・管理を促進することによって、優れた自然環境の保全・再生と併せて、森・里・まち・川・海のつながりを確保した広域的な生態系ネットワークを形成する。

その際、自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラ*や生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR*）など NbS*（Nature-based Solutions）の考え方に根ざした自然環境が有する多様な機能の活用や SDGs* の取組によって、地域の社会課題解決を図っていくことが重要である。

また、地域におけるカーボンニュートラルの実現に向けて、地域共生型の再エネ導入促進や、バイオマス*等の循環利用に努めるとともに、このような資源を生み出す里地里山等の良好な管理と資源の利活用に係る知恵や技術を継承する。

さらに、自然公園などの優れた自然環境等の保全や管理を充実させ、自然資本の持続的な活用や、地方への移住や二地域居住*など地域間の対流促進や関係人口*を拡大することによって、地域活性化や都市と農山漁村のつながりを強化する。

これらに加え、美しい農山漁村、集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間など、地域の個性ある美しい景観の保全、再生、創出を通じた魅力ある地域づくりや、地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から地下水を含む健全な水循環を維持又は回復するための取組を効率的かつ効果的に進める。

これらの取組と併せて、多様な主体の連携による取組として、地域が主体となって、地域資源*を最大限活用しながら、環境・社会・経済課題を同時に解決していくローカル SDGs 事業を次々と生み育て続けられる自立した地域をつくりつつ、自立した地域同士が支え合うネットワークを構築する「地域循環共生圏*」の形成を促進していくなど、自然資本の保全・拡大にも配慮することにより、地域における生態系サービスの維持・向上を図ることが重要である。

エ デジタル技術の徹底活用による県土利用・管理の効率化・高度化

適正な県土利用・管理を推進するに当たっては、人口、高齢化率、農地の耕作者、森林関連情報の管理状況、災害リスク、土地利用状況、交通インフラ整備状況、都市計画情報など、分野横断的な地域の情報を一元的に把握し、対策を検討していくことが重要である。とりわけ、土地の管理方法の転換等に当たっては、粗放的な管理や最小限の管理を効率的・効果的に実施するための情報が必要となる。

そこで、県土の現状を正確に把握した上で、県民に広く共有することを基本的な方向とし、自然災害や環境問題への対応、産業・経済の活性化、豊かな暮らしの実現につながる地理空間情報等のデジタルデータ・リモートセンシング等のデジタル技術を徹底的に活用するとともに、県土の状況把握・見える化、まちづくり、農林業等の課題に応じたデジタル技術の開発、実装を推進することにより県土利用・管理の効率化・高度化を図る。

その際、粗放的な管理や最小限の管理など効率的・効果的な県土管理を実現するため、各主体が所有データを積極的に公開（オープンデータ化）することによって利活用を促進することが重要である。

併せて、行政、民間企業、大学等のデータ利活用者のニーズを反映したデータ連携の仕組みをデータプラットフォーム等を活用して整備していくことを検討することも必要である。

オ 多様な主体の参加と官民連携による県土利用・管理

人口減少等の進行に伴う土地利用ニーズの低下等を背景とした所有者不明土地や管理不全の土地の増加が懸念されるなか、適正な県土利用・管理を推進するに当たっては、地域の発意と合意形成を基礎として、民間企業等の多様な主体の参加や官民連携による取組を促進していくことが重要である。

そこで、多様な主体が連携して地域の課題を解決する協議会等のコーディネート機能の確保を図るとともに、空き地・空き家バンク*等の官民連携の取組を推進する。

また、二地域居住者等を含む関係人口の拡大と地域との関わりの深化等を通じて、県民一人ひとりが県土に関心を持ち、その管理の一端を担う県民の参加による県土管理を進めていくことが引き続き重要である。

（４）地域類型別の県土利用の基本方向

県土の利用に当たっては、各土地利用を個別に捉えるだけでなく、複数の用途が複合する土地利用を地域類型として捉えた土地利用の検討が重要であることから、代表的な地域類型として、都市、農山漁村及び自然維持地域*の県土利用の基本方向を以下のとおりとする。なお、都市、農山漁村、自然維持地域は互いに独立して存在するものではなく、相互貢献や連携により相乗効果を生み出し、空間の質的向上を図ることが重要である。

ア 都市

都市においては、人口減少下においても必要な都市機能を確保するとともに、むしろこの機会を捉えて環境負荷の少ない安全で暮らしやすい都市の形成を目指すことが重要である。このため、土地本来の災害リスクを基礎として、地域の状況等も踏まえつつ、災害ハザードエリアにおける開発抑制を行い、中長期的な視点でより安全な地域へ都市機能や居住を誘導するなど、都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約するとともに、郊外に無秩序に拡大してきた市街地も、集約する方向に誘導する。

その際、所有者不明土地等の低未利用土地の利用の円滑化や空き家の利活用により土地利用の効率化を図るとともに、所有者不明土地の管理の適正化や空き家の発生抑制、適切な管理、除却を進め、周辺地域への悪影響を防ぐことが重要である。

集約化する地域の外側においても、公共サービスのあり方や土地利用等について地域の状況に応じた対応を行うことにより、地域住民にとってもメリットを実感できるまちづくりを実現する。

さらに、集約化した都市間のネットワークを充実させることによって、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山漁村の相互の機能分担や対流を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。新たな土地需要がある場合には、既存の低未利用土地の再利用を優先し、地域社会の持続可能性を高める地方創生の観点にそぐわない場合は、農地や森林等からの転換は抑制する。

都市防災については、密集市街地など地震や豪雨等に対して脆弱な場所が依然として存在することから、諸機能の分散配置、ライフラインの多重性・代替性の確保等により、災害に強い都市構造・県土構造の形成を図る。また、被災後、早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、地域人口の将来予測等を踏まえ、平時から事前防災・事前復興の観点からの地域づくりを進める。

都市、農山漁村、自然維持地域の相互貢献、連携の観点からは、水害被害の軽減など多様な機能を発揮するグリーンインフラや Eco-DRR として都市部の緑地*を活用するほか、都市内の緑地等を OECM として設定・管理することにより、保護地域と OECM による生態系ネットワークの構築を通じた自然環境の保全・再生を図る。

さらに、健全な水循環の維持又は回復や資源・エネルギー利用の効率化等により、都市活動による環境への負荷の小さい都市の形成を図る。

また、住宅と農地が混在する地域においては、両者が調和して良好な居住環境と営農環境の形成を進め、多様な役割を果たす都市農地の保全を図るなど、計画的かつ適切な土地利用を図る。

イ 農山漁村

農山漁村は、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観、水源のかん養など都市にとっても重要な様々な機能を有する。このため、農山漁村が県民共有の財産であるという認識の下、農林水産物やバイオマス等の再エネなど多様な地域資源を観光・旅行や福祉等の他分野と組み合わせて新たな付加価値等を創出する取組等を通じた雇用促進や所得向上を図り、健全な地域社会を構築していく。

また、急激な人口減少により生活サービス機能等の維持が困難になると見込まれる中山間地域等の集落地域においては、複数の集落が広域的な範囲で集落機能や日常生活を支え合う「やまぐち元気生活圏*」(山口県版「小さな拠点」)の形成を進めるとともに、複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等の地域コミュニティの維持に資する取組を行う「農村型地域運営組織*(農村 RMO)」の形成を支援することにより、集落機能を集約的に維持・強化し、良好な県土管理を継続させるとともに美しい景観を保全・創出する。

その際、地域の発意に基づき、優先的に維持したい農地をはじめとする土地の明確化や管理方法の転換等による持続可能な土地の利用・管理を進めていくことが重要であることから、農用地の保全等により農山漁村の活性化に向けた取組を計画的に推進する。

都市、農山漁村、自然維持地域の相互貢献、連携の観点からは、農村漁村と都市との機能分担や地方への移住や二地域居住などを含む共生・対流を促進し、関係人口の創出・拡大や関係の深化を通じて地域の支えとなる人材の裾野を拡大させていくことに加えて、鳥獣の市街地等への出没対策や外来種*による生態系等への被害防止なども含め、野生生物の重要な生息・生育環境としても機能している二次的自然*環境を適切に維持管理していく。また、鳥獣による農作物被害は、営農意欲の減退をもたらす耕作放棄や離農の要因となることから、デジタル技術を活用した鳥獣被害対策とジビエ利活用の取組の拡大を図る。さらに、森林空間を健康・観光・教育など様々な分野で活用する森林サービス産業等の育成によって山村価値の創造を図ることが重要である。

さらに、里地里山や森林施業地、沿岸の干潟等において、持続的な農林水産業を通じて生物多様性保全に貢献する取組を推進するとともに、適切なものについてはOECMの設定・管理及び生態系ネットワークの形成を推進する。

ウ 自然維持地域

本県を代表する秋吉台国定公園をはじめ、高い価値を有する原生的な自然*地域や野生生物の重要な生息・生育地及び優れた自然の風景地など、自然環境の適切な保全・再生を図るとともに、外来種や鳥獣による生態系への被害の防止や自然環境データの整備等の対策を総合的に進める。

とりわけ、30by30目標の達成に向けて、自然公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上、OECMの設定・管理により広域的な生態系のネットワーク化を促進する。

都市、農山漁村、自然維持地域の相互貢献、連携の観点からは、グリーンインフラやEco-DRRなど自然環境の有する多様な機能の活用により複合的な地域課題の解決を図るほか、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての適切な利用、自然公園の魅力向上などによる保護と利用の好循環を図るなど、都市や農山漁村との適切な関係の構築を通じて、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境の保全・再生・活用を進める。

(5) 利用区分別の県土利用の基本方向

利用区分別の県土利用の基本方向は以下のとおりとする。なお、各利用区分を個別に捉えるだけでなく、相互の関連性に十分留意し、地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理が実現できるよう調整を図ることが必要である。

ア 農地

農地は宅地への転用や荒廃農地の発生等により減少傾向にあるが、県民生活を支える食料等の生産基盤であることから、耕地利用率や農地の集積率等の向上により、食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保を図る。また、不断の良好な管理を通じて、県土保全や生物多様性保全等の農業・農村の有する多面的機能の適切な維持・発揮を図るとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図る。その際、農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を確保するため、農地の大区画化や水田の畑地化・汎用化等の基盤整備や農地中間管理機構*を活用した農地の集積・集約*を推進するとともに、担い手の負担軽減のため水路等の保全管理といった地域の共同活動を支援する。また、農業上の利用が行われる区域や保全等を進める区域について、地域の農地の利用・保全等を計画的に進め、農地の適切な利用を確保する。

傾斜地が多い中山間地域などの農業生産条件が不利な地域では、農地の確保と適正利用の強化を図るとともに、荒廃農地発生等の要因となる鳥獣による農作物被害への対策を進める。また、農業と他分野の連携による取組等を通じ、複数の地域で支え合い、地域資源の維持や集落機能を補完する体制の構築を図る。市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の確保の観点からも、計画的な保全と利用を図る。

さらに、デジタルや新技術活用の観点からは、スマート農業の加速化による生産性の向上を図るとともに、食料・農業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現し、持続可能な食料システムを構築する。

農地への再エネの導入に当たっては、食料安全保障の観点からも、県内の農業生産の基盤である優良農地の確保や農村地域の活力の向上に特に配慮する。

イ 森林

森林については、2050年カーボンニュートラルや生物多様性保全への対応、国内外の木材の需給動向等を踏まえ、県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、木材生産、生物多様性の保全等の多面的機能を有し重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。その際、森林境界の明確化、施業や経営の委託等を含め、森林経営管理制度等に基づき、森林の経営管理の集積・集約化を進めるとともに、奥山等で手入れが行き届かないスギ・ヒノキ人工林など立地条件が悪い森林等においては、「やまぐち森林づくり県民税*」の活用等、公的な関与による整備及び保全を推進する。さらに、企業など多様な主体による整備及び保全についても促進する。

また、戦後に植林した森林が本格的な利用期を迎えていることから、この機会を捉え、将来にわたり森林がその多面的機能を発揮できるよう、公共建築物や民間住宅等での県産木材の利用促進や主伐・再造林の促進等を通じ森林資源の循環利用*の確立を図るとともに、花粉症対策として、スギ花粉等の発生の少ない多様で健全な森林への転換を図る。さらに、都市等において新たな木材需要を創出することなどにより県産材の利用を促進する。その際、多様な主体の

連携によって、地域一体の林業活動において、デジタル技術をフル活用する拠点の創出を通じて林業の生産性向上等を図る。

都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境*を確保するため、積極的に緑地としての保全及び整備を図るとともに、農山漁村集落周辺の森林については、地域社会の活性化に加え多様な県民的要請に配慮しつつ、適正な利用を図る。特に、カーボンニュートラルの実現に向けた都市部のCO2排出削減等に貢献していくため、森林資源の循環利用を進めるとともに、カーボン・オフセットの推進を図る。さらに、原生的な森林や希少な野生生物が生息・生育する森林等については、その適正な保全を図る。

なお、近年増加している太陽光発電設備の設置に係る開発については、許可基準の適正な運用を通じ、森林の公益的機能を確保する。

ウ 原野等（原野及び採草放牧地）

原野等のうち、草原など野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化している場合は再生を図る。

その他の原野及び採草放牧地については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図る。

エ 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、地域における安全性向上のための河川等の整備と適切な管理、より安定した水供給のための水資源開発*、水力電源開発、農業水利施設の整備等に要する用地の確保を図るとともに、予防保全も含めた施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。

また、自然環境が有する多様な機能を活かしたグリーンインフラやEco-DRRの取組を推進するため、河川の整備に当たっては、河川の土砂供給や栄養塩類の循環、水質汚濁負荷など、流域の特性に応じた健全な水循環の維持又は回復を図る。さらに、自然環境の保全・再生や生態系ネットワークの形成を促進することにより、生物の生息・生育・繁殖環境やまちづくりと連携した地域経済の活性化に資する良好な水辺空間の保全・創出を図る。また、都市における貴重なオープンスペース*及び熱環境改善*等多様な機能の維持・向上を図る。

オ 道路

道路のうち、一般道路*については、地域間の対流を促進するとともに、災害時における輸送の多重性・代替性を確保し、県土の有効利用及び安全・安心な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図る。また、予防保全によるメンテナンスへの早期移行を目指すとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じた既存用地の持続的な利用を図る。

その整備に当たっては、道路の安全性、快適性や防災機能の向上に配慮するとともに、希少な動植物の保全や自然環境への影響を少なくするための工法を採用するなど環境の保全にも十分配慮することとし、特に市街地においては、必要に応じて緑化を行うなど、良好な沿道環境の保全・創造に努める。

農道*及び林道*については、農林業の生産性向上並びに農地及び森林の適正な管理を図るため、必要な用地の確保を図るとともに、老朽化した施設の再編・強靱化等の取組を通じて既存用地の持続的な利用を図る。農道及び林道の整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮する。

カ 住宅地

住宅地については、人口減少社会に対応した秩序ある市街地形成や豊かな住生活の実現の観点から、住宅周辺の生活関連施設*の整備を計画的に進めながら、耐震・環境性能を含めた住宅ストック*の質の向上を図り、良好な居住環境を形成する。その際、地域の状況を踏まえつつ、都市の集約化に向けて居住を中心部や生活拠点等に誘導し、災害リスクの高い地域での整備を適切に制限する。

住宅地の整備に際しては、世帯数が減少に転じていることから、土地利用の高度化、低未利用土地の活用、空き家の活用・除却を推進し、農地や森林等からの転換は抑制しつつ、必要な用地を確保する。

また、太陽光発電設備の設置による再エネの導入拡大に当たっては、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮する。

キ 工業用地

工業用地については、グローバル化や情報化の進展等に伴う工場の立地動向*、産業・物流インフラ*の整備状況及び地域産業活性化の動向等を踏まえ、環境の保全等に配慮しつつ、企業ニーズに的確に対応可能な用地の確保を図る。

また、工場移転や業種転換等に伴って生ずる工場跡地については、土壌汚染調査や対策を講じるとともに、良好な都市環境の整備等のため、有効利用を図る。さらに、工場内の緑地、水域やビオトープ*等が希少な植物や水生生物等の生育・生息環境となっている場合もあるため、その保全に配慮するとともに、企業等による自主的な取組を促進させる仕組みを検討する。

ク その他の宅地

その他の宅地については、市街地の再開発*等による土地利用の高度化、都市の集約化に向けた諸施設の中心部や生活拠点等への集約、災害リスクの高い地域への立地抑制及び良好な環境の形成に配慮しつつ、事務所・店舗用地について、経済のソフト化*・サービス化*の進展等に対応して、必要な用地の確保を図る。

大規模集客施設*の立地については、都市構造への広域的な影響や地域の景観との調和等を踏まえ、郊外への無秩序な拡大を抑制しつつ、地域の判断を反映した適正な立地を確保する。

公共施設については、建替え等の機会を捉え、地域の災害リスクに十分配慮しつつ、中心部等での立地を促進させることにより、災害時の機能を確保するとともに、より安全な地域への市街地の集約化を促進させる。なお、公共施設への太陽光発電設備の設置による再エネの導入拡大を図る際には、地域との共生に配慮しつつ、新築における太陽光発電設備を最大限設置する。

ケ その他（公用・公共用施設*の用地、低未利用土地等）

以上のほか、文教施設*、公園緑地*、交通施設*、環境衛生施設*及び厚生福祉施設*等の公用・公共用施設の用地については、県民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、地域との共生や環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。また、施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から空き家・空店舗等の活用やまちなか立地に配慮する。

低未利用土地のうち、工場跡地など、都市の低未利用土地は、居住用地や事業用地等として適切に再利用を図るほか、公共用施設用地や避難地等の防災用地、自然再生のためのオープンスペース等、居住環境の向上や地域の活性化に資する観点から積極的な活用を図る。

荒廃農地は、再生可能なものについては所有者等による適切な管理に加え、多様な主体の直接的・間接的な参加の促進等により、農地としての活用を積極的に図る。一方で、様々な政策努力を払ってもなお再生困難な荒廃農地については、それぞれの地域の状況に応じて森林等新たな生産の場としての活用や、工業用地としての利用、自然環境の再生など、農地以外への転換を推進する。

ゴルフ場等の比較的大規模な跡地は、森林への転換を進めるほか、周辺の自然環境や景観等への影響や災害リスク、地形等へ配慮しつつ、有効利用を図る。その際、近隣地域住民の生活環境と調和するよう、用途や撤退時の対応等を含め地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

コ 沿岸域*

沿岸域については、漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、長期的かつ広域的な視点に立った総合的利用を図る。この場合、環境の保全と県民に開放された親水空間*としての適正な利用や津波・高潮等の災害リスクに配慮する。

また、沿岸域は、陸域と海域の相互作用により特有の生態系を有しており、CO2吸収源としても期待される藻場等のブルーカーボン生態系*など、沿岸域の有する生物多様性の確保を図るとともに良好な景観を保全・再生・創出する。併せて漂着ごみ対策、汚濁負荷対策を図り、また、漂流・海底ごみ対策の推進を図るよう努めるとともに、県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を進める。

2 必要な措置の概要

県土の利用は、本計画に基づき、公共の福祉を優先させるとともに、地域をとりまく自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえて総合的かつ計画的に進める必要がある。このため、土地の所有者は、良好な土地管理と有効な土地利用に努めるとともに、国や県等は、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を実施する。

なお、本計画は、国、県、市町などの公的主体に加え、地域住民や民間企業、NPO、学術研究者等の多様な主体の活動により実現される。以下に掲げる措置は、それら多様な主体の参画と、各主体間の適切な役割分担に基づき実施されるものである。

(1) 土地利用関連法制等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用並びに、国土利用計画（全国計画）や本計画など、土地利用に関する計画による土地利用の計画的な調整を通じ、適正な土地利用の確保と県土資源*の適切な管理を図る。

本計画においては、地域が主体となった土地利用を推進するため基礎自治体である市町の意向を十分に踏まえるとともに、関係機関相互間の適切な調整を図ることにより、土地利用の総合調整を積極的に行う。

(2) 土地の有効利用・転換の適正化

ア 市街地における所有者不明土地等の低未利用土地及び空き家等を含む既存住宅ストック等の有効利用を図る。特に、空き家等については、立地や管理状況の良好な空き家については、多様な利活用を推進する一方、所有者等による適切な管理の促進、空き家の発生抑制、除却等を推進する。また、所有者不明土地については、その発生予防と利用の円滑化を促進するとともに、周辺の地域における災害等の発生防止に向けた管理の適正化を進める。

イ 道路については、公共・公益施設*の共同溝*への収容や無電柱化、既存道路空間の再配分等により、道路空間の有効利用を図るとともに、特に市街地においては、必要に応じて緑化を行うなど、良好な道路景観の形成を図る。

ウ 工業用地については、高度情報通信インフラ*、研究開発インフラ*、産業・物流インフラ等の戦略的かつ総合的な整備を促進することにより、グローバル化への対応や産業の高付加価値化等を図るとともに、企業ニーズに加え、県内各地の地域特性を踏まえた工業用地の整備を計画的に進める。その際、地域社会との調和及び公害防止の充実を図る。また、既存の工業団地のうち未分譲のものや工場跡地等の有効利用を促進する。

エ 土地利用の転換を図る場合には、転換後に復元することの難しさや影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資

本の整備状況その他の自然的・社会的条件等を勘案して適正に行うこととする。また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案する必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講ずる。特に、人口減少下にも関わらず農地や森林等から宅地等への転換が依然として続いている一方、都市の低未利用土地や空き家等が増加していることに鑑み、これらの有効活用を通じて、農地や森林等からの転換を抑制する。また、水害被害の軽減など多様な機能を発揮するグリーンインフラや Eco-DRR として都市部の緑地を保全・活用するなど、安全・安心の観点から、農地や森林等の有効利用を促進する。

オ 大規模な土地利用の転換については、その影響が広範に及ぶため、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、県土の保全、安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用を図る。また、地域住民の意向等地域の状況を踏まえるとともに、市町の基本構想など地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画等との整合を図る。

カ 農地等と宅地等が無秩序に混在する地域又は混在が予測される地域においては、必要な土地利用のまとまりを確保することなどにより、農地や宅地等相互の土地利用の調和を図る。また、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地等の問題が生じている地域において、土地利用関連制度の的確な運用等を通じ、地域の環境を保全しつつ地域の状況に応じた総合的かつ計画的な土地利用を図る。

キ 地方創生の観点から、交通利便性の向上等の地域産業の立地適性の状況変化等を踏まえた、地域の持続性確保につながる産業集積の促進を図るための土地利用転換など、関連する制度の弾力的な活用や必要な見直しを通じて、地域の合意形成に基づき、積極的な土地利用の最適化を推進する。

(3) 県土の保全と安全性の確保

ア 自然災害への対応として、流域内の土地利用との調和、生態系の有する多様な機能の活用等にも配慮した治水施設*や砂防関係施設等の整備を通じ、より安全な県土利用への誘導を図るとともに、県土を保全する施設*の整備と維持管理を推進する。また、より安全な地域への居住等の誘導に向け、災害リスクの高い地域の把握、公表を積極的に行うとともに、土地本来の災害リスクや地域の状況等を踏まえつつ、災害リスクの低い地域への立地による誘導や、関係法令に基づいた土地利用制限を行う規制区域の指定を促進する。加えて、主体的な避難を促進する観点から、ハザードマップ*の作成、配布や防災教育の体系的な実施、避難訓練等を推進する。さらに、渇水等に備えるためにも、水の効率的な利用と有効利用、水インフラ*(河川管理施設、水力発電施設、農業水利施設、工業用水道施設、水道施設、下水道施設等)の適切かつ戦略的な維持管理・更新や安定した水資源の確保のための総合的な対策を推進する。

イ 県土保全と安全性の確保に向け、森林の有する多面的機能の維持・向上を適切に図るため、適切な保育、間伐等の森林整備を推進するとともに、山地災害の発生危険性が高い地区の的確な把握に努め、保安林*の適切な配備及び保全管理を行う。

ウ 中枢管理機能やライフライン等の安全性を高めるため、代替機能や各種データ等のバックアップ体制の整備等を推進するとともに、基幹的交通*、エネルギー供給拠点、電力供給ネットワーク、通信ネットワーク及び上下水道等の多重性・代替性の確保を図る。また、広域的な連携を進めることなどにより、県土レベルでの多重性・代替性を確保する。

エ 都市における安全性を高めるため、市街地等において、地下空間*に対する河川や内水*の氾濫防止対策、津波による甚大な被害が想定される地域における拠点市街地等の整備、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、住宅・建築物、上下水道等の耐震化、災害時の業務継続に必要なエネルギーの自立化・多重化、及び道路における無電柱化等の防災・減災対策を推進する。

(4) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

ア 高い価値を有する自然環境については、厳格な行為規制等により厳正な保全を図る。野生生物の生息・生育、自然景観、希少性等の観点からみて優れている自然については、行為規制や保全活動等により適正な保全を図る。二次的自然については、適切な農林水産業、民間・NPO等による保全活動の促進や生物多様性の保全が図られている区域の自然共生サイト*登録に向けた支援、必要な施設の整備等を通じて自然環境の維持・形成を図る。自然が劣化・減少した地域については、自然の再生・創出により質的向上や量的確保を図る。

イ 県土には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることも踏まえ、その自然環境だけでなく、農地、荒廃農地等においても希少種等の野生生物に配慮した土地利用を推進するとともに、土地所有者や事業者等による生物多様性の保全を図るための自主的な取組を推進する。

ウ 森・里・まち・川・海のつながりを確保した広域的な生態系ネットワークの形成のため、流域レベルや地域レベルなど空間的なまとまりやつながりに着目した生態系の保全・再生を進める。また、生物多様性に関する新たな知見やフィールド検証等も踏まえて、人口減少に伴い利用されなくなった土地等についても自然環境の再生を含めた活用を行う。

エ 自然環境及び生物多様性に関しては、地球温暖化の影響も念頭にしながら、その保全を進めるために必要な生息・生育状況等の調査研究や保全対策に必要

な基礎資料の整備等の取組を適切に進める。

オ 自然条件や災害の発生状況、土地利用の状況など、各地域の特性を踏まえつつ、水害被害の軽減など多様な機能を発揮するグリーンインフラや Eco-DRR として都市部の緑地を活用するなど、広域的な生態系ネットワークの形成に貢献する自然生態系を活用した防災・減災対策を推進する。

カ 自然公園等の優れた自然の風景地や地域固有の自然生態系、自然に根ざした地域の文化は、観光資源としても極めて高い価値を有している。このため、自然公園等における上質なツーリズムにより国内外の誘客を促進し地域活性化を図ることで、自然環境の保全へ再投資される保護と利用の好循環を実現する。とりわけ、地域資源を活かした本県ならではのツーリズムの創出等により、観光をはじめとした地域産業の振興を図る。

キ 野生鳥獣による被害*防止のため、侵入防止柵等の整備や鳥獣の保護・管理を行う人材育成等を推進する。また、侵略的外来種*の定着、拡大を防ぐため、特定外来生物の県内での生息・生育状況等の把握、外来種が引き起こす悪影響や被害防止対策についての普及啓発活動、地域や事業者との連携・協働による効果的・効率的な防除に努める。

ク 地域におけるカーボンニュートラルの実現のため、地域共生型の太陽光・バイオマス等の再エネの面的導入、都市における緑地・水面等の効率的な配置など環境負荷の小さな土地利用を図る。また、地域のくらし、まちづくり、交通、インフラ、農林水産業におけるグリーン化の取組や、森林資源の循環利用に向けた取組を進める。

ケ 県民の健康の保護及び生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、悪臭等に対して引き続き対策を行う。住宅地周辺においては、工場・事業所等からの騒音、悪臭等による県民の生活環境への影響に配慮した計画及び操業とすることを推進する。特に、閉鎖性水域*に流入する流域において、水質保全に資するよう、生活排水や工場・事業場排水等の点源負荷*及び市街地、農地等からの面源負荷*の削減対策や適切な栄養塩類濃度を維持する管理など、総合的な水質改善対策を推進し、健全な水循環の構築を図る。

コ 循環型社会の形成に向け、廃棄物等の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を一層進めるなど、持続可能な資源利用を推進する。また、発生した廃棄物の適正な処理を行うための広域的・総合的なシステムを形成するため、環境の保全に十分配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。さらに廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努め

る。

サ 海岸の保全を図るため、海岸侵食対策や下流への土砂供給など山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組の推進等を通じて、土砂の移動等により形成される美しい山河や白砂青松の海岸の保全・再生を図る。土砂採取に当たっては、環境・景観保全や経済社会活動等に配慮しつつ適切に行う。

シ 美しく魅力あるまちなみ景観*や水辺空間の保全・再生・創出、地域の歴史や文化に根ざし自然環境と調和した良好な景観の維持・形成を図る。また、歴史的風土の保存を図るため開発行為*等の規制を行う。

(5) 持続可能な県土管理

ア 都市の集約化に向け、地域の状況に応じ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住の都市中心部や生活拠点等への誘導等を推進する。また、高齢者等の移動手段が確保されたまちづくりを進めるとともに、地域の関係者の連携・協働を通じて、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークを構築する。さらに、郊外住宅地や周辺集落を含む日常生活を営む身近なエリアにも、必要な機能が確保された地域生活拠点の形成を推進する。

イ 食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保するとともに県土保全等の多面的機能を発揮させるため、農業の担い手の育成・確保と営農等の効率化に向けて農地の大区画化や水田の畑地化・汎用化等の農業生産基盤*の整備や農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約を推進する。また、担い手の負担軽減のため水路等の保全管理といった地域の共同活動を支援する。利用度の低い農地については、農地のリース方式による企業の農業参入や、不作付地の解消、裏作作付の積極的拡大等、有効利用を図るために必要な措置を講ずる。さらに、農業の雇用創出、所得向上を図るため、農業、畜産、林業を含めた複合経営のほか、6次産業化*、農泊、ジビエ利活用、農福連携*等の多様な地域資源を他分野と組み合わせ活用する「農山漁村発イノベーション」の取組を推進する。

ウ 森林の有する多面的機能の持続的かつ適切な発揮のため、鳥獣被害対策、路網整備*、森林境界の明確化、また、公共施設や民間住宅等の建築物での県産木材の利用促進やエネルギー分野への活用促進等による木材需要の拡大なども進めながら、林業に適している人工林においては、再造林、間伐等の森林整備を推進するとともに、その他の森林については、自然条件等に応じて針広混交林化*等を図る等、森林資源の適正な利用・管理を進める。

エ 健全な水循環の維持又は回復のため、関係者の連携による流域の総合的かつ一体的な管理、貯留・かん養機能の維持及び向上、安定した水供給・排水の確保、

持続可能な地下水の保全と利用の促進、地球温暖化等に伴う気候変動への対応、水環境の改善等の施策を総合的かつ一体的に進める。

(6) 多様な主体による県土利用・管理の推進

ア 人口減少下における地域課題の解決に向けて、住民自らが目指すべき将来像を見据えた上で、優先的に維持したい農地をはじめとする土地を明確化し、粗放的な管理や最小限の管理の導入など、地域の合意形成に基づく管理方法の転換等を図る取組を推進する。

イ 県土の適切な管理に向けて、所有者等による適切な管理、国や県、市町による公的な役割に加え、地域住民、企業、NPO、行政、他地域の住民など多様な主体が、森林づくり活動、河川・湖沼環境の保全活動、農地の保全管理活動等に参画するほか、地元農産物や地域材*製品の購入、緑化活動に対する寄付等、様々な方法により県土の適切な管理に参画する取組を推進する。

(7) 県土に関する調査の推進

県土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、国土調査*及び自然環境保全基礎調査*等、県土に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図る。

特に、地籍整備の実施による土地境界の明確化は、事前防災や被災後の復旧・復興の迅速化をはじめとして、土地取引、民間開発・県土基盤整備の円滑化等に大きく貢献し、極めて重要な取組である。地籍調査の主な実施主体である市町は、第7次国土調査事業十箇年計画で示された目標事業量に基づく毎年度の事業計画に従って地籍調査を行っているところであり、県も、市町への財政支援等を通じ、地籍調査の計画的な実施を推進する。これに加えて、国と連携しながら、南海トラフ地震等の被災想定地域における地籍整備を重点的に実施するほか、山村では世代交代の際に境界情報が十分に継承されないことなどを背景に境界確認に必要な情報が喪失しつつあるため、山村における地籍整備の効率的な実施等に取り組む。

また、希少種をはじめとする生物の分布情報は、健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理の促進において重要な情報であるため、様々な主体による調査結果を集約することなどにより、分布情報等の整備を図る。

さらに、県民による県土への理解を促し、計画の総合性及び実効性を高めるため、調査結果の普及及び啓発を図る。

(8) 計画の効果的な推進

計画の推進等に当たっては、各種の指標等を活用し、県土利用・管理をとりまく状況や変化及びこれらの分析を通じて計画推進上の課題を把握するとともに、国、市町、その他関係機関等と適切に連携を図り、計画がその目的を達するよう

効果的な施策を講じる。

3 土地利用の原則

土地利用は、土地利用基本計画図に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域ごとに、それぞれ次の原則に従って適正に行われなければならない。

なお、五地域のいずれにも属さない地域においては、当該地域の特性及び周辺地域との関連等を考慮して適正な土地利用を図るものとする。

(1) 都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域である。

都市地域の土地利用については、人口減少・高齢化への対応や環境負荷の少ない社会の実現などを目指し、良好な都市環境の確保、形成及び機能的な都市基盤の整備等に配意しつつ、集約型都市構造の考え方も視野に入れながら、既成市街地の整備を推進し、市街化区域（都市計画法第7条第1項による市街化区域をいう。以下同じ。）又は用途地域（都市計画法第8条第1項第1号による用途地域をいう。以下同じ。）において、今後新たに必要とされる宅地を計画的に確保・整備することを基本とする。

この場合、既存の低未利用土地の再利用を優先させる一方、農林業的土地利用*、自然的土地利用*からの転換は抑制することを基本とする。

ア 市街化区域においては、安全性、快適性、利便性等に十分配慮した市街地の開発、交通体系の整備、上下水道その他の都市施設*の整備を計画的に推進する。

また、市街化区域内の農地については、良好な都市環境の形成、災害時の防災空間の確保等の観点からも、計画的な保全と利用を図る。当該区域内の樹林地、水辺地等自然環境を形成しているもので、良好な生活環境を維持するため不可欠なものについては、積極的に保護、育成を図るものとする。

イ 市街化調整区域（都市計画法第7条第1項による市街化調整区域をいう。以下同じ。）においては、特定の場合を除き、都市的な利用*を避け、良好な都市環境を保存するための緑地等の保全を図るものとする。

ウ 市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域における用途地域内の土地利用については、市街化区域における土地利用に準ずるものとし、用途地域以外の都市地域においては、土地利用の動向を踏まえ、環境の保全及び農林地の保全に留意しつつ、適正な土地利用を図るものとする。

(2) 農業地域

農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域である。

農業地域の土地利用については、農用地が食糧供給源として県民の最も基礎的な土地資源であるとともに、良好な生活環境や自然環境の構成要素であることに鑑み、現況農用地は極力その保全と有効利用を図る。また、県土の有効利用、生産性の向上等の見地から農用地区域（農振法第8条第2項第1号による農用地等として利用すべき土地の区域をいう。以下同じ。）において今後新たに必要とされる農用地を計画的に確保、整備するものとする。

荒廃農地については、県土の有効利用や環境保全の観点から、農用地としての活用を基本とするが、自然的・経済的に農用地としての回復が困難なものについては、周辺土地利用との調整を図りながら、森林など農用地以外の活用を図る。

ア 農用地区域内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることに鑑み、土地改良、農用地造成等の農業基盤の整備を計画的に推進するとともに、他用途への転用は行わないものとする。

イ 農用地区域を除く農業地域内の農地等については、都市計画等農業以外の土地利用計画との調整を終了した場合には、その転用は極力調整された計画等を尊重し、農業生産力の高い農地、集団的に存在している農地又は農業に対する公共投資の対象となった農地（以下「優良農地」という。）は、極力他用途への転用を避けるものとする。農業以外の土地利用計画の存しない地域においては、優良農地の転用は原則として行わないものとする。

(3) 森林地域

森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域である。

森林地域の土地利用については、森林が木材生産等の経済的機能を持つとともに、県土保全、水源かん養、保健休養、自然環境の保全等の公益的機能を通じて県民生活に大きく寄与していることに鑑み、必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する諸機能が最高度に発揮されるようその整備、保全を図るものとする。

ア 保安林（森林法第25条第1項並びに第25条の2第1項及び第2項による保安林をいう。以下同じ。）については、国土保全、水源かん養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることに鑑み、適正な管理を行うとともに他用途への転用は原則として行わないものとする。

イ 保安林以外の森林地域については、経済的機能及び公益的機能の維持増進を図るものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている

森林、水源として依存度の高い森林、優良人工造林地又はこれに準ずる天然林等の機能の高い森林については、極力他用途への転用を避けるものとする。

なお、森林を他用途へ転用する場合には森林の保続培養と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等の支障をきたさないよう十分考慮するものとする。

(4) 自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域である。

自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地であり、その利用を通じて県民の保健、休養及び教化に資するものであることに鑑み、優れた自然の保護とその適正な利用を図るものとする。

ア 特別保護地区（自然公園法第21条第1項による特別保護地区をいう。以下同じ。）については、その設定の趣旨に即して、景観の厳正な維持を図るものとする。

イ 特別地域（特別保護地区を除く自然公園法第20条第1項又は第73条第1項による特別地域をいう。以下同じ。）については、その風致の維持を図るべきものであることに鑑み、都市的利用、農業的利用等を行うための開発行為は極力避けるものとする。

ウ その他の自然公園地域においては、都市的利用又は農業的利用を行うための大規模な開発、その他自然公園としての風景地の保護に支障をきたすおそれのある土地利用は、極力避けるものとする。

(5) 自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域である。

ア 特別地区（自然環境保全法第25条第1項又は第46条第1項による特別地区をいう。以下同じ。）においては、その指定の趣旨に鑑み、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとする。

イ その他の自然保全地域においては、原則として土地の利用目的を変更しないものとする。

4 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうちの2地域が重複している地域においては、次に掲げる調整指導方針に即し、また3以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を考慮して、適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。

(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域

ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合
農用地としての利用を優先するものとする。

イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合

土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域

ア 都市地域と保安林の区域とが重複する場合
保安林としての利用を優先するものとする。

イ 市街化区域及び用途地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
原則として、都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努めるものとする。

ウ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認めるものとする。

(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域

ア 市街化区域及び用途地域と自然公園地域とが重複する場合
自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら、都市的な利用を図っていくものとする。

イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別保護地区及び特別地域とが重複する場合

自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。

ウ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域とその他の自然公園地域とが重複する場合

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域

ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地区とが重複する場合
自然環境としての保全を優先するものとする。

イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域とその他の自然保全地域とが重複する
場合
両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

(5) 農業地域と森林地域とが重複する地域

ア 農業地域と保安林の区域とが重複する場合
保安林としての利用を優先するものとする。

イ 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
原則として、農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用と
の調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとする。

ウ 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図
りながら、農業上の利用を認めるものとする。

(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域

ア 農業地域と特別保護地区及び特別地域とが重複する場合
自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。

イ 農業地域とその他の自然公園地域とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域

ア 農業地域と特別地区とが重複する場合
自然環境としての保全を優先するものとする。

イ 農業地域とその他の自然保全地域とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

本計画では、「地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理」、「土地本来の災害リスクを踏まえた適切な県土利用・管理」、「健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理」の3つの基本方針と、それらに共通する「デジタル技術の徹底活用による県土利用・管理の効率化・高度化」、「多様な主体の参加と官民連携による県土利用・管理」の2つの基本方針を示しているが、これらを実現するために必要な土地利用の転換には数十年単位の期間を要する場合も多いことから、長期的な見通しの上に地域の合意形成を進めるなど、長期の視点から取り組んでいくことが求められる。

【参考1】本計画における土地の利用区分の定義

利用区分	定義
農地	農地法第2条第1項に定める農地
森林	森林法にいう国有林及び民有林
原野等	農地法第2条第1項に定める採草放牧地等
水面・河川・水路	水面：湖沼（人造湖及び天然湖沼）及びため池の満水時の水面 河川：河川法による一級河川、二級河川及び準用河川の河川区域 水路：農業用排水路
道路	一般道路、農道及び林道
宅地	建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地
住宅地	住宅用の土地
工業用地	工場生産を行うための土地
その他の宅地	住宅地、工業用地のいずれにも該当しない宅地
その他 （公用・公共用施設 の用地、低未利用 土地等）	（公用・公共用施設の用地） 文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設及び厚生福祉施設等、公のために設けられた施設のための土地 （低未利用土地） 土地利用がなされていないもの、又は個々の土地の立地条件に対して利用形態が社会的に必ずしも適切でないもの
沿岸域	海岸線を挟み相互に密接な関連を有する沿岸の陸域と海域を一体として捉えた範囲

■用語解説

No.		語句	解説
1	あ	空き家バンク あきやばんく	地方公共団体等がウェブサイト等を活用して空き家情報を提供する制度。空き家の所有者が提供したい物件情報を登録し、空き家の提供を受けたい利用者が、それらの情報を閲覧することができる。
2	い	一般道路 いっばんどうろ	道路法第2条第1項に定める道路。
3	え	Eco-DRR えこでいーあーるあーる	Ecosystem-based Disaster Risk Reduction の略。自然災害に対して脆弱な土地の開発や利用を避け災害への暴露を回避するとともに、防災・減災など生態系が有する多様な機能を活かして社会の脆弱性を低減すること。
4		SDGs えすでいーじーず	Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)の略。2015年9月の国連サミットにおいて加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。
5		NbS えぬびーえす	Nature-based Solutions の略。社会、経済、環境課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福及び生物多様性による恩恵を同時にもたらす、自然又は改変された生態系の保護、保全、回復、持続可能な利用、管理のための行動のこと。
6		沿岸域 えんがんいき	海岸線を挟み相互に密接な関連を有する沿岸の陸域と海域を一体として捉えた範囲。
7	お	OECM おーいーしーえむ	Other effective area-based conservation measure の略。自然公園等の保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域のこと。
8		オープンスペース おーぶんすべーす	公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地あるいは敷地内の空地の総称。
9	か	開発圧力 かいはつあつりょく	急激な人口増加、あるいは無秩序に開発行為が行われることにより、市街地が拡大(市街化)する圧力のこと。
10		開発行為 かいはつこうい	主として、①建築物の建築、②第1種特定工作物(コンクリートプラント等)の建設、③第2種特定工作物(ゴルフコース、1ha以上の墓園等)の建設を目的とした「土地の区画形質の変更」をいう。
11		外来種 がいらいしゅ	国外又は国内から人為的(意図的又は非意図的)に導入されることにより、本来の分布域を超えて生息又は生育することとなる生物種。
12		カーボンニュートラル かーぼんにゅーとらる	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。
13		環境衛生施設 かんきょうえいせいしせつ	上水道施設、下水道施設、廃棄物処理施設、共同墓地及び火葬場をいう。
14		関係人口 かんけいじんこう	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる者のこと。
15	き	基幹的交通 きかんできこうつう	高規格道路、高速鉄道をいう。
16		共同溝 きょうどうこう	生活に欠かせない、上下水道、ガス、電話・電力線などのライフラインをまとめて収容するため、道路管理者が道路の地下に設ける施設。
17	く	グリーンインフラ ぐりーんいんふら	社会資本整備、土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能(生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能で魅力ある県土づくりや地域づくりを進めるもの。
18	け	経済のソフト化 けいぎのそふとか	装置や施設(ハード)を主体とした追求から、その利用技術(ソフト)を主体とした追求へと経済社会活動の目的が移っていく流れ。
19		研究開発インフラ けんきゅうかいはついんふら	大学や試験研究機関などの研究開発施設や設備等のハードと、ソフトウェアやデータベースなどのソフトを一体的に捉えた基盤をいう。
20		原生的な自然 げんせいなきなしぜん	人の活動による影響を受けたことのない自然又はかつて影響を受けたが現在はその影響がほとんど残っていない自然をいう。

No.		語 句	解 説
21		健全な水循環 けんぜんなみずじゆんかん	水循環基本法における「人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環」(第2条第2項)をいう。
22		県土 けんど	土地、水、自然等の県土資源及びこれに人間が働きかけ形成した蓄積の総体をいう。なお、本計画では、海域は沿岸域までとしている。
23		県土資源 けんどしげん	土地、水、自然等をいう。地表面そのもの又は地表面に展開し、人間にとって様々な価値をもたらす素材。
24		県土保全 けんどほぜん	急傾斜地の崩壊や土砂流失、地すべり、洪水による浸食、堆積、海岸浸食、公害及び鉱害による地盤地下など、主として地表面における物質移動による土地形状の変化を抑制又は停止させることをいう。
25		県土利用 けんどりよう	土地、水、自然という側面から見て、県土を利用すること。土地利用に比べ、水や動植物等の利用を含む、より広範な概念。
26		県土を保全する施設 けんどをほぜんするしせつ	治山施設、治水施設、砂防施設、海岸保全施設、急傾斜地崩壊対策施設、下水道施設等をいう。
27	こ	公園緑地 こうえんりよくち	公園、緑地、運動場など、都市環境の改善と良好な都市環境の形成を図り、都市の健全な発達と住民の心身の健康の保持増進など健康で文化的な都市生活を確保するための土地。
28		公共・公益施設 こうきょう・こうぎしせつ	公共事業又は公益事業により供給される施設。なお、本計画の道路に関する記述に用いられる場合は、道路空間の有効利用を図る施設(電気、ガス、水道、下水道、電話、地下街等)を指す。
29		公用・公共用施設 こうよう・こうきょうようしせつ	文教施設、公園緑地、厚生福祉施設、交通施設、防衛施設、官公署等公のために設けられた施設。
30		工場の立地動向 こうじょうのりっちどうこう	工場の新規立地及び移転の動向。
31		厚生福祉施設 こうせいふくししせつ	病院、保健所、福祉事務所等国民の健康で幸福な生活に資する施設。
32		交通施設 こうつうしせつ	道路、鉄道、空港、港湾など、交通の用に供される施設。ただし、本計画の「その他」の利用区分で用いられる場合は道路を含まない。
33		高度情報通信インフラ こうどじょうほうつうしんいんぷら	①光ファイバーや衛星通信をはじめとするネットワークインフラ、②①の上に展開し、現実の事務や業務を行うためのシステムやソフトウェア、データベースに蓄積されている情報資源、技術者やユーザー、③①及び②にかかる諸制度を一体的に捉えた基盤のこと。
34		荒廃農地 こうはいのうち	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。
35		国土強靱化 こくどきょうじんか	「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」における事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりをいう。
36		国土調査 こくどちょうさ	国土調査法に基づき実施される、①地籍調査、②土地分類調査、③水調査、④①～③の基礎とするために行われる調査 をいう。
37	さ	30by30目標 さーていばいさーていもくひょう	2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させるネイチャーポジティブの実現に向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のこと。
38		サービス化 さーびすか	経済社会諸活動における非物的価値の増大をいう。具体的には、第三次産業のような、物的な価値ではなく、主として行為に価値を置く業種が拡大する状況をいう。
39		再開発 さいかいはつ	都市において、人口の集中による過密化と不合理な土地利用により生ずる都市機能の低下、環境の悪化に対応するため、工場の分散、流通業務の再配置、都市施設の整備等都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、もって良好な市街地環境の創造、都市の安全性の確保、計画的な住宅の供給、住民生活の改善・向上等の公共の福祉に寄与することをいう。

No.		語句	解説
40		災害 さいがい	暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因(放射性物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故)により生ずる被害をいう。
41		災害ハザードエリア さいがいはざーどえりあ	ここでは、住宅等の建築や開発行為等の規制がある災害レッドゾーン(災害危険区域等)と、建築や開発行為等の規制はないものの区域内の警戒避難体制の整備等を求める災害イエローゾーン(浸水想定区域等)を指す。
42		再生可能エネルギー さいせいかのうえねるぎー	太陽光や太陽熱、風力、水力など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能で、資源が枯渇しないエネルギーのこと。発電時や利用時に二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギー。
43		里地里山 さとちさとやま	奥山自然地域と都市地域の間位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域。集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念。
44		産業・物流インフラ さんぎょう・ぶつりゅういんふら	産業集積を促進するための工場、事業場、人材育成施設、物流施設等の基盤をいう。
45	し	市街地 しがいち	本計画では、国勢調査の定義による人口集中地区(DID)をいう。
46		自然維持地域 しぜんいぢちいき	人為的な影響が弱い又は非恒常的であることから、自然が良好な状態で維持されてきた地域であり、かつ、その自然が優れた属性を有しており、今後ともその優れた自然環境の維持を図るべき地域。
47		自然環境保全基礎調査 しぜんかんきょうほぜんきそちようさ	自然環境の保全を図るため、自然環境保全法に基づき実施される調査。
48		自然共生サイト しぜんきょうせいさいと	「生物多様性基本法」に基づく「生物多様性国家戦略」により、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域として、国が認定する区域のことで、既存の保護地域との重複を除いた区域が、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域(OECM)として国際データベースに登録される。
49		自然的土地利用 しぜんてきとちりよう	本計画では、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川、海浜などの土地利用をいう。都市的土地利用、農林業的土地利用以外の土地利用。
50		住宅ストック じゅうたくすとく	既存のものあるいは新規に供給されることで蓄積される住宅全体をいう。
51		諸機能 しよきのう	本計画では、行政の中核、災害対応の拠点、病院、生産・物流拠点、エネルギー施設等の社会経済上、重要な役割を果たす機能をいう。これらが被災すると、災害発生時の応急対応やその後の復旧・復興に影響が及ぶこととなる。
52		所有者不明土地 しよゆうしやふめいとち	不動産登記簿等の所有者台帳により、所有者が直ちに判明しない、判明しても所有者に連絡がつかない土地。
53		針広混交林 しんこうこんこうりん	針葉樹と広葉樹が混じり合った森林。
54		親水空間 しんすいくうかん	地域住民等が河川、海岸、水路等の水に親むることができる場を立体的、空間的に呼称したもの。
55		侵略的外来種 しんりやくてきがいらいしゆ	外来種のうち、我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業等への被害を及ぼす又は及ぼす恐れがあるなど、特に侵略性が高く、自然状態では生じ得なかった影響をもたらすもの。
56		森林経営管理制度 しんりんけいえいかんりせいど	森林所有者自ら経営管理が実施できない森林について、市町村が森林の経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は一定の要件を満たす民間事業者者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理する制度。
57		森林資源の循環利用 しんりんしげんのじゆんかんりりよう	先人が植えて育てた森林から収穫した木材を建築用材等として利用し、その販売収益を用いて伐採跡地に次の森林を植えて育て、さらに将来の世代がその森林から木材を収穫して利用する、といった「植える⇒育てる⇒使う⇒植える」というサイクルのこと。 ※ 森林資源…資源としてみた場合の森林。原料・材料をはじめ、保健休養、森林環境教育など人間にとっての利用価値の意味を込めた用語。
58	せ	生活環境 せいかつかんきょう	日常生活の安全性、住宅の快適性、自然の豊かさ、文化活動の活発さや交流機会の多さなど、日常生活をとりまく環境をいう。

No.		語句	解説
59		生活関連施設 せいかつかんれんしせつ	学校、病院、公民館、公園、図書館等の教育、厚生、福祉、文化施設、スーパーマーケット、食堂等の消費施設、交通施設、その他の都市基盤施設をいう。
60		生態系サービス せいたいけいさーびす	人々が生態系から得ることのできる便益のこと。食料、水、木材、繊維、燃料等の「供給サービス」、気候の安定、水質の浄化等の「調整サービス」、レクリエーションや精神的な恩恵を与える「文化的サービス」、栄養塩の循環や土壌形成、光合成等の「基盤サービス」等がある。
61		生態系ネットワーク せいたいけいねっとわーく	保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、生息・生育空間のつながりや適切な配置を考慮した上で、これらを有機的につないだネットワークのこと。エコロジカル・ネットワークともいう。
62		生物多様性 せいぶつたようせい	生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。(生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。)
63	た	大規模集客施設 だいきぼしゅうきゃくしせつ	都市計画法の特定大規模建築物と同義。床面積1万㎡超の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等。
64	ち	地域材 ちいきざい	一定の地域内(必ずしも同一県内に限らない)において生産、加工、流通される木材。
65		地域産業 ちいきさんぎょう	本計画では、その地域の特性に応じて立地し、地域の経済社会に密接な係わりを有する産業をいう。(広義にはその地域に存在するすべての産業をいう。)
66		地域資源 ちいきしげん	県土資源(土地、水、自然等)に人的資源、伝統文化、地域の農林水産物等を加えたもの。
67		地域循環共生圏 ちいきじゅんかんきょうせいけん	地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業(ローカル SDGs 事業)を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくるとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方。
68		地下空間 ちかくうかん	地下街、地下貯蔵庫等に利用されている、地下に形成された、又は形成される空間。
69		治水施設 ちすいしせつ	洪水、高潮等による災害の発生を防止し、河川が適正に利用され、流水の正常な機能を維持増進するための堤防、ダム、砂防施設等。
70		地籍整備 ちせきせいび	地籍調査等により、土地の区画(一筆)毎の境界、面積等を明確にすること。
71		中山間地域 ちゅうざんかんちいき	一般的には、平野の周辺部から山間部に至るまとまった平坦な耕地が少ない地域のこと。山口県では、地域振興5法(離島振興法、山村振興法、半島振興法、特定農山村法、過疎地域持続的発展支援特別措置法)の適用地域又は農林水産省の農業地域類型区分による山間農業地域、中間農業地域のいずれかに該当する地域を指す。
72	て	DX でいーえつくす	デジタルトランスフォーメーションの略。情報通信技術の活用により人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。
73		点源負荷 てんげんふか	汚濁物質の排出ポイントが特定できる場所(家庭や工場、事業所など)からの負荷。⇔面源負荷
74	と	都市 とし	人口が密集して生活、生産活動を展開している地域。
75		都市構造 としこうぞう	都市の輪郭、街路網、土地割、家屋密度、建造物等から構成される形態構造、都市の内部地域、外縁地域あるいは管理業務地域、商業地域、工業地域、住宅地域等から構成される機能地域構造など、都市の空間的な地域構造をいう。
76		都市施設 とししせつ	都市計画法第11条第1項に掲げる施設。道路、公園、水道、河川、学校、病院、市場、一団地の住宅施設、一団地の官公庁施設、流通業務団地等。
77		都市的(な土地)利用 としてき(なとち)りよう	住宅地、工業用地、事務所、店舗用地、一般道路等、主として人工的施設による土地利用をいう。

No.		語句	解説
78		土地の高度利用 とちのこうどりよう	都市部において、有効な空地の確保、一定以上の敷地規模の確保などにより良好な市街地環境を形成し、土地を効率的に利用すること。 都市計画法第9条に、建築物の敷地等の統合を促進し、小規模建築物の建築を抑制するとともに建築物の敷地内に有効な空地を確保することにより、用途地域内の土地の高度利用と都市機能の更新とを図ることを目指した地域地区として、「高度利用地区」が定められている。
79	な	内水 ないすい	河川の水を「外水」と呼ぶのに対して、堤防で守られた内側の土地(人がすんでいる場所)にある水を「内水」と呼ぶ。豪雨時に堤内地に雨水がたまって氾濫することを内水氾濫といい、これにより家屋や耕地が浸水する被害を内水被害という。
80		南海トラフ地震 なんかいとらふじしん	南海トラフ(※)及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震。 ※ 南海トラフ…静岡県の駿河湾から九州東方沖までの約700kmにわたって続く深い溝状の地形。
81	に	二次的自然 にじてきしぜん	農林業的土地利用が行われている地域の自然に代表される、人間の働きかけと自然の循環システムとの相互関係によって形成された半人工的な自然。
82		二地域居住 にちいききょじゅう	主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点を設ける暮らし方のこと。
83	ね	ネイチャーポジティブ ねいちゃーぼじていぶ	用語に関する厳密な定義は定まっていないが、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」という基本認識は一致しており、「G7 2030年自然協約」や、昆明・モンテリオール生物多様性枠組においてその考え方が掲げられている。
84		熱環境改善 ねつかんきょうかいぜん	緑地、水面等を効率的に配置及び人工排熱を低減することにより、ヒートアイランド現象を改善すること。
85	の	農業生産基盤 のうぎょうせいさんきばん	農業生産に必要な農地、採草放牧地、農業用排水施設、農道等の固定資本(土地に固定された施設の蓄積)をいう。
86		農山漁村 のうさんぎょそん	自然的地域のうち、農林漁業の営みによる人為的な影響が強く、また恒常的であるため、自然の循環システムがやや変節した形で機能している地域。またこの場合、住宅が密集している集落等も含まれる。
87		農村型地域運営組織 のうそんがたちいきうんえいそしき	複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等の地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織。
88		農地中間管理機構 のうちちゅうかんかんりきこう	農地の集積や集約化を推進するため、耕作を続けることが難しくなった農地を借り受け、認定農業者や集落営農法人等の意欲ある担い手に貸し付けを行う機関で、各都道府県に1つ設置。
89		農道 のうどう	農産物及び営農資材の輸送並びに営農活動の効率化のため、農村地域に設けられた道路。本計画では、ほ場内農道及びほ場外で「市町村道路台帳」に記載された道路をいう。
90		農地の集積・集約 のうちのしゅうせき・しゅうやく	農業の競争力強化等のため、「所有」、「借入」等により、農地を担い手に集め、経営耕地面積を拡大すること(=集積)、さらに、担い手が連続して作業可能となるように農地をまとめて面的集積を進めること(=集約)。
91		農福連携 のうふくれんけい	障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。
92		農林業的土地利用 のうりんぎょうてきとちりよう	主として農業又は林業生産活動の用に土地を利用すること。農地、採草放牧地、森林(自然環境の保全を旨として維持すべき森林を除く。)、農道、林道等が該当。
93	は	バイオマス(バイオマスエネルギー) ばいおます(ばいおますえねるぎー)	生物資源((bio)の量(mass)を表す概念。再生可能な生物由来の有機性資源で、石油などの化石資源を除いたもの。
94		ハザードマップ はざーどまっぷ	発災区域から避難することを主な目的として、避難するために必要な災害情報、避難情報などの各種情報を分かりやすく地図などに表示したもの。 津波、高潮、洪水、土砂災害などのハザードマップがある。
95	ひ	ビオトープ びおとーぷ	「生物の生息する場所」という意味のドイツ語。「自然の状態が多様な動植物が生息する環境の最小単位」をいう。
96	ふ	ブルーカーボン生態系 ぶるーかーぼんせいたいけい	海洋生態系に取り込まれた炭素であるブルーカーボンを隔離・貯留する、海藻藻場、海藻藻場、湿地・干潟、マングローブ林等の海洋生態系のこと。

No.		語 句	解 説
97		文教施設 ぶんきょうしせつ	学校、図書館等、教育・文化の向上に資する施設。
98	へ	閉鎖性水域 へいさせいすいいき	湖沼・内湾・内海など水の交換が悪い水域。一般に水質汚濁が進行しやすい。
99	ほ	保安林 ほあんりん	水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成などの公益的機能を高度に発揮させるため、森林法に基づき指定された森林(全部で17種類)。保安林に指定されると、こうした機能が失われないように、立木の伐採や開発行為などが制限される。一方で所有者等には免税等の優遇措置が講じられている。
100	ま	まちなみ景観 まちなみけいかん	都市の建築物、街路などそれを中心に形成される景観。
101	み	水インフラ みずいんぷら	貯留から利用、排水に至るまでの過程において水の利用を可能とする施設(河川管理施設、水力発電施設、農業水利施設、工業用水道施設、水道施設、下水道施設等)全体を指す。
102		水環境 みずかんきょう	水を中心に捉えた環境。水質、水量、水生生物、水辺地を含む概念。この場合の環境とは、特に人間に豊かな恵みをもたらすものとして捉えている。
103		水資源開発 みずしげんかいはつ	通年、安定的に供給できる水の量を増加させること。ダムや河口堰等により貯水池を作り、そこに貯めた水を河川の流量が少ない時期等に放流して水供給の安定化を図る。これらの施設及び貯水池のための用地が必要となる。
104		水辺空間 みずべくうかん	川辺、湖畔、海岸等水際の空間。
105	め	面源負荷 めんげんふか	汚濁物質の排出ポイントが特定しにくく、面的な広がりをもつ市街地、農地、森林などからの負荷。河川等の汚れの原因となる。⇨点源負荷
106	や	野生鳥獣(による)被害 やせいちょうじゅう(による)ひがい	野生鳥獣による農林水産業、生態系、生活環境等への被害。
107		山口県国土強靱化地域計画 やまぐちけんこくどきょうじんかちいきけいかく	大規模な自然災害に備えた防災・減災を着実に推進するため、国土強靱化基本法に基づき、強靱化に向けた取組の指針として、平成28年3月に策定。
108		やまぐち元気生活圏 やまぐちげんきせいかつけん	中山間地域の集落機能を持続可能なものに活性化し、底力のある地域を創るため、基幹的集落(※)を中心とする複数集落で構成し、日常生活に必要なサービス等を拠点化・ネットワーク化した基礎生活圏。近隣の中心都市とも連携しながら、元気生活圏を核に地域産業の振興や人口定住の促進を目指す本県独自の構想。 ※ 基幹的集落…行政機関や医療、教育、生活サービス関連の施設が立地していたり、交通の要衝や道路の結節点であることなどにより、その生活圏の中心となっている集落。
109		やまぐち森林づくり県民税 やまぐちしんりんづくりにんみんぜい	県土保全や水源かん養など多面的な機能を有する森林を県民共通の財産として次世代に引き継ぐため、荒廃した人工林の再生や繁茂竹林の整備、ボランティア活動に対する支援などを目的に、平成17年度に導入した本県独自の税制度。
110	ら	ライフライン らいふらいん	電気、ガス、上下水道、交通、通信など、生活の幹線となるもの。
111	り	流域 りゅういき	水系を取り囲む分水嶺で区画された範囲(=集水域(降水が川に集まる範囲))。
112		緑地 りょくち	樹林地、草地、水辺地等が単独で、又は一体となって、良好な自然環境を形成しているものをいう。
113		林道 りんどう	林産物の輸送など、森林の管理・経営の改善のために、森林の内外を通じて築設された道路。本計画では、国有林道及び民有林道の両者のうち、林道規定(林野庁長官通達)第4条に定める自動車道及び軽車道をいう。
114	ろ	6次産業化 ろくじさんぎょうか	農林漁業者が、1次産業としての生産に加え、2次産業としての製造業、3次産業としてのサービスや販売業を総合的に展開することで新たな付加価値を生み出し、所得の向上や地域雇用の創出により、農山漁村地域の活性化を目指す取組のこと。
115		路網整備 ろもうせいび	間伐や除伐など森林の整備や管理が効率的かつ効果的に行われるよう、林道(林業専用道を含む。)や森林作業道等を整備すること。